

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月4日(火)午前9時30分から午前10時50分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 令和5年度の最適化活動の目標の設定等について

報告事項 (1)農地法第 18 条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 岡田 圭助
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<岡田事務局長>

皆さんおはようございます。若干定刻より早いわけですが、皆さんお揃いですので農業委員会の総会をはじめさせていただきたいと思います。最初にお時間お借りして申し訳ありません。私4月1日より農業委員会の事務局長で皆さんにお世話になることになりました産業振興課の岡田と申します。前職は同じ産業振興課で産業の関係を主にやっておりました。引き続き皆様には大変お世話になりますので是非よろしく願います。それでは会の方はじめさせていただきます。開会を野澤会長職務代理願います。

(開会)

<野澤会長職務代理>

おはようございます。朝からウグイスの声にせかされて仕事をしてきましたけれど、新しい年度の総会を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

どうも皆さんおはようございます。いよいよ農業委員会もこのメンバーで2年目に入ります。農作業の準備も進めるようなシーズンになりましたし、桜の方も見る状態で満開で一番きれいな日のように思います。1年同様に楽しい、協力し合った農業委員会にしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。また役場の方の事務局の赤羽さんから岡田さんへ変わったということでこれもまた正しく農業委員会を活動していきたいということでよろしくお願いしたいと思います。コロナの方も落ち着いてきたということで、去年は一度も親睦会みたいなことできなかったんですけど、今年はなんとか岡田課長、赤羽課長、小松さんの歓送迎会のような形でやりたいと思いますので、また提案しますけれどよろしくお願いしたいと思います。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

5番の小野委員さんと6番の上島委員さん、よろしく申し上げます。

(議事)

<宮島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

埼玉県入間郡三芳町^{いるまぐんみよしまち}みよし台・番地・……………号にお住まいのAさんが所有いたします、
大字平出……番・、地目は田、面積1355㎡および、
大字平出……番・、地目は田、面積405㎡を、
大字赤羽……番地・にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、遠方にお住まいで耕作が困難なため、Bさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は122アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

ご報告をいたします。3月14日現地確認を行ないました。昨年まで耕作をされている状況でありまして、2枚ともなんら耕作を続けるためには問題ないと思われまます。境もはっきりしておりますし、問題はないかと思われまます。よろしくお願いいいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字平出……番地・にお住まいのCさんが所有いたします、

大字平出……番、地目は田、面積681㎡を、

大字平出……番地にお住まいのDさんが取得するものです。

申請地は、進入路が道路と接続していないため、譲渡人のCさんは管理していくことに不便を感じていたところ、申請地南側に隣接した自宅にお住まいのDさんが取得したいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は25アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

ご報告をいたします。3月13日現地調査をしております。内容は今話されたとおりでして、Cさん耕作されるにあたり土地を借りなければ耕作できないということで進入路がない状況でした。それでDさんがそれならというかたちになりました。昨年まで耕作をされておりますので管理状況は良いかと思われまます。境もはっきりしておりますので問題はないかと思われまます。よろしくお願ひいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について朗読】

<山田事務局次長>

1番、地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

大字伊那富……番地にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富字宮下……番、地目は畑、面積142㎡に、

車庫を新築し、住宅敷地を拡張するための申請でございます。

申請地には農機具小屋がありますが、老朽化が進んだため、このたび建て替えを行い、車庫として利用したいということです。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存敷地の拡張であり、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。この件につきまして

は、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

3月17日の午後土地家屋調査士のFさん、野澤さんと私現地の調査をさせていただいています。先ほど事務局の方からおっしゃられたように申請者のEさん現在は計画箇所小さな農機具小屋が建っているんですけれどだいぶ老朽化がはげしくて建て替えを検討しているということでした。駐車スペース等十分確保できる広さが必要ということで上記の農地を車庫の建設ということで転用を申請したということです。転用による影響につきましては雨水の浸透柵の設置で土砂の流出防止とかですね構造物につきましては隣接農地に影響の無い形で建てるということで考慮しているということで影響はないと考えております。特に問題はないと考えられますけれどもよろしくご審議をお願いしたいと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計6件、7筆、面積は7,537㎡、詳細は議案書の6ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計41件、65筆の利用権の設定であります。詳細は議案書9ページから11ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と1筆、1955㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を、5筆、6503㎡について5年9ヶ月の賃借権を、59筆、74148.2㎡について10年9ヶ月の賃借権を設定するものです。続きまして・・・
(第4号へ)

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画（案）については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく9ページから11ページをご覧ください。

合同会社 G へ1筆、計1,955㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を、H 株式会社へ5筆 計6,503㎡について5年9ヶ月の賃借権を、59筆 計74,148.2㎡について10年9ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と G、H との間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

それでは議案第3号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宮島会長>

それでは議案第4号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について】

<山田事務局次長>

議案書13ページから15ページをご覧ください。

あらかじめ委員の皆様には開催通知と合わせてお送りさせていただきました。

最適化活動を行なうにあたり、毎年目標を定めることとされております。昨年もこれと同じ形で目標の設定をさせていただいておりますけれど、今年度につきましても目標を定めさせていただきましたのでご確認をお願いしたいと思います。目標につきましては目標の数値は令和10年度までの目標に対しまして集積率が60パーセントという数値が入っておりますが、こちらは県で定められた数値となっております、現実的な数値ではないかもしれませんがこのような目標とさせていただいております。最適化活動の目標ですが、委員さんの活動につきまして月10日と設定させております。後ほど活動記録簿のところでもお話させていただきますが、ちょっとした農地の見回りというところも活動になりますので、記録簿の提出をお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計3件、議案書の16ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○農業委員会活動記録簿の提出について(山田事務局次長)

→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。

○農地法第3条 農地取得下限面積の撤廃について(事務局 中澤)

→皆様のお手元に別紙と書かれた資料をお配りさせていただきました。先月の総会時に議案とさせていただきます農地取得の際の下限面積の撤廃についてですが、下限面積撤廃されるんですけどそれ以外の要件は有効となっておりますので別紙の内容をご確認いただき裏面に農地法第3条申請書に関する意見書というものをつけさせていただいております。意見書も4条5条の転用ではなく3条用の書式を用意いたしましたので今後はこちらをご使用いただくようにホームページに掲載しております。後窓口にも設置しておりますので申請者の方から出された場合は切り替え時なので以前の意見書をつけてこられる方もいらっしゃると思いますがそちらを変えていただく必要はないんですが、ご確認を頂く時にこちらの全部効率利用だったり、常時従事や地域との調和というところをできる限り皆様にも申請者の方からヒアリングをしていただければありがたいと思います。申請があがってきた時点で事務局の方でも3条の受付に関しては申請者の方にお話をお伺いするような方法をとっていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

<野澤職務代理>

この前あったブルーベリーの所のように遠隔地から耕作しに来られる場合、聞き取りがまずということになるんでしょうけど、実際に私たちではその辺の情報を聞き取りだけっていうかたちですか。それに近い事案が北大出でもありそうですので。

<事務局 中澤>

この要件の中の全部効率利用という要件の中にもうたわれてはいるんですが、住所地からの距離のみで画一的に判断せず、経営規模、作付け作物等踏まえて、機械の確保状況、労働力、技術等を総合的に検討するとざっくりと書かれているので、下限面積撤廃でどなたでも農地取得できるとなると遠いところから農地を買ってこられる方というのも予想されることではありますので、そこら辺は機械だったり、何をつくる、どういったことをやるんだっていうことを具体的にお話を伺っていただければと思います。

<飯澤委員>

大変大事なことだと思いますので、周知というか説明をしていただいた方がありがたいと思います。新たな基準にもなると思いますので、徹底するためにも説明していただければありがたいですが。

<事務局 中澤>

先ほどお配りしました別紙をご覧になっていただければと思います。下限面積の要件は撤廃されましたが、3つ要件が残っております。一つが全部効率利用という要件です。こちらの判断基準といたしましては、判断の対象の農地は現在の権利取得地、実際耕作をされていたり持っている農地、プラス申請地ということで、特に今回買われる方の農地基本台帳を出してくれとかは言いませんが、その方が実際に農地を、ご自分の農地や借りている農地を耕作されているような方でしたら特に判断のひとつとしては有効かなと思います。本人または世帯員等が所有農地を他者に貸し付けていたとしても適切に耕作されている場合は当該貸付け農地等はすべて効率的に利用すべき農地等には含まれないということで、農地中間管理機構ですとかそのほかの担い手、個人の方に貸し付けていたとしても、借りられている方が農地を有効に使っているのであれば貸している側にも特に問題はないということで判断していただければと思います。先ほども申しましたが住所地と離れていたとしても、そこだけで判断するということなく今回耕作される方の経営規模だったり、何を作るかですとかそういったものを踏まえたうえでどういった機械を持っているか、労働力は足りているか、技術力はあるか、そういったところを総合的に判断いただきたいと思います。二つ目の要件としまして、常時従事というのがあります。必要な農作業とはこの地域の農業経営の実態からみて、通常農業経営を行なう者が自ら従事すると認められる農作業をいう。常時従事については原則本人、または世帯員等の権利取得後の農作業従事日数が年間 150 日以上であれば認められる。150 日以上というのがうたわれているんですが、150 日に満たなくても農作業を行なうのに必要がある限り農作業に従事していれば 150 日未満であっても特に問題はないでしょう、ということで判断をしていただければと思います。それから地域との調和、これは現地等を見ていただいたうえで、今までの意見書にも書いてあったんですが、例えば道に面してそこに入っていかれる状態なのかとか、水路の問題であったり現地を見て確認いただかなくては

いけないところがあるのですが、例えば周りが中間管理機構に貸し出しているところの間にあるような農地で担い手の利用を分断するような案件だったり、農業用の水利の水利権も取得しないで例えば改良区へ入りませんかというようなことを言われるような場合には地域との調和という点で引っかかってきますので、現地でのヒアリングまたは事務局で受け付けたときのヒアリング等でも話を伺ったうえで判断していただきたいと思います。今申し上げた三つの要件が3条の農地取得の際に必要なものとなってきますので、一件一件案件につきましてはいろんなパターンが予想されますので、どういった案件がくるのか見えない状況でありますので、今後問題がでてきた折にはひとつひとつ精査して皆さんとご相談しながらやっていきたいと思っておりますので、何か皆さん方もお話を伺った時点で、ちょっとこういう案件はどうしたらということがあれば事務局へご相談いただければと思います。よろしくお願ひします。

<野澤職務代理>

これは辰野町だけですか。それとも県も。

<山田事務局次長>

農地法で全国です。

<野澤職務代理>

例えば松本から来て、基準が違うということはないんですね。

<山田樹務局次長>

はい。同じ基準です。

<岡田事務局長>

全国一斉に始まることですので、いろんな事例出てくると思っておりますのでその際は皆さんにご相談したり、また事務局でも全国的な事例を見つけながら対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

<飯澤委員>

地域との調和というところ、今の説明の中で関連するところなんですけど、今日の審議した地図の2ページを見ていただくと説明の中にもあったんですけど、公道に接続できないのということの中でという案件だったんですけど、これは以前に月極の駐車場を転用したときに、4条か5条で許可がおりたと思うんですけど、本来はその時にそういったことも考えた審査をしなければいけなかったと思うんですね。今後3条にしても転用にしても、その辺のところを。というのは私も関わった中で同じように困っている案件が出てきていまして、こういったところも審議の中で注意をいただいているかなと思います。特に一番下の基準をご確認い

ただければと思います。

<小野委員>

書き方は農業委員がチェックするというのでいいんでしょうか。

<事務局 中澤>

そうです。

<小野委員>

問題があればカッコにかくということで。

<事務局 中澤>

はい。

<根橋推進委員>

前にもお聞きしたかもしれませんが、3条でこういった形で売買され、今度4条で転用等出すっていう場合、三年三作しないと応じないという運用があったと思うんですけど、今回この制度からはどういう運用をしていくのか、その辺はどうなりますか。

<事務局 中澤>

三年三作というのは2年か3年前くらい前に撤廃されてしまっていて、特にその辺はうたわれていないんですが、今回に関しても何日以上耕作しなければいけないというのはうたわれていないんですよね。なのでそこが一番こわいと思うんですけど、買ってすぐに転用してしまうとか確かに考えられることなので、それをだめと規制するものは法の中でうたわれていないので、困っています。

<根橋推進委員>

例えばこういう事例があるんです。農地のまま売買するいろいろな面で節税できるんです。でやっておいてすぐに4条で、例えば駐車場を作るとか、住宅つくるとか、今までは3年はだめだったわけですが、よけいそういうことができるという解釈になってしまうので、そこが非常に危惧されますね。すごく節税になっちゃうんですよ。節税というか登録免許税とかはかわらないんですけど、実質転用なのに5条を避けてくるっていう、そういう感じが出た場合困るなっていうか、心配される事案だと思います。ヒアリングして見極めるしかないですかね。後もつつこむと虚偽の申請を出されて1か月のしないうちに4条が出された場合は、虚偽じゃないですか。こちら側としては反論できるということですかね。申請内容が実際と違っているという。農業経営ということになれば最低1年以上は関わらなければ農業とはみなせないですから。許可取り消しで5条申請してください

いといったことが言えるのか、その辺どうなりますか。

<山田事務局次長>

その辺は県等にも確認を取らせていただきますが、そういう案件が出てきた時にこの3条申請は虚偽だったのではないのかとすることができるのか確認をしてみたいと思います。

下限面積の撤廃という話がでてきていた中では、全国的にも三年三作のような縛りを設けた方がよいのではというような話を国の方へ意見は出されてきたわけなんです、そういった内容は盛り込まれず撤廃だけがされたという状況になっておりますのでそこら辺は確認をとっていきます。

<野澤職務代理>

根橋さんの話に関連して、例えば3条を総会で認可されて、次の月になったら4条で出てきた場合先月の3条は取り消しますということにはならないわけですよね。さっきも根橋さん言われました虚偽申請っていうところ。

<根橋推進委員>

そういう事例はあるか知りませんが、理屈上は公文書ですよ、3条4条申請というのは。真実でないものを記載して許可を得て、自己の利益をはかったということですから。正当な許可でない不当な許可を得たということになると、面倒な話になりそこまではつつこんでやっていないと思うんですけど。農業委員会としては虚偽の申請で実質なされたもし4条を出された場合に、私は3条許可を取り消して元の所有者と5条申請してくださいということじゃないかと思います。

<野澤職務代理>

その場合3条取り消せるんですか。

<根橋推進委員>

虚偽の申請があった場合は処分できるんじゃないですか。虚偽のものなんか許可できるわけないんですよ。それはたぶんできるはずですよ。

<事務局 中澤>

確認しておきます。

○農地相談会について(報告)

→3件の相談があった。別紙のとおり。

○令和4年度 農業委員・農地利用最適化推進委員による最適化活動事例集(配布)

→辰野町については14ページと26ページに内容掲載。ソルガム栽培と農地相談。

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について

<根橋推進委員>

今年度も取り組むということで確認されましたが、まだ準備が整っていないわけですが、例年通り一人2パレット育苗していただいてそれを5月末頃現地へ植え付けをしたいと思います。ただ種の確保が従前のものだったらあると思いますが、まだ信州大学の方へ打診してないんですけど、いわゆる丈が短いタイプ品質的には同じなんですけれど種が入手できればそれをしたいなと思っていますがどうですか。ちょっと丈が高すぎちゃって。なんともわかりませんがだめなら今ある種を使うということで行きたいと思います。元々我々だけがやる自己満足ではないので、かなり個人的にも照会があるんですけど、ほしい方には今までも配布したりしているんですがやり方がわからないとかそういうことがあれば、できれば5月末までには直播も含めて播種してもらわないとちょっと遅れちゃうかなと思いますので、広報した方が良いのかな。基本は育苗をおすすめでどうしても直播っていう方はそれでもいいと思いますけど時期的には5月末までに撒いてくださいというように。我々がやったのと同じ形で良いと思いますけれど、やっていただければ作付けが増えるんじゃないかと思います。特に照会ないですかね事務局の方に。

<事務局 中澤>

4月末の文書配布に合わせ、栽培方法等に関するチラシを配布します。

○今後の予定(岡田事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:5月2日(火)9時30分 役場第6会議室

(閉会)

<野澤職務代理>

今日も慎重審議ありがとうございました。春で皆さん気もせかせかしてくると思いますけれど、ただ新聞でも何件かおきていますが、農機具を使った事故が発生をしているようです。私も知り合いが下伊那の方でケガをしたようでして、まだまだ気が緩んでいるというわけではないんでしょうけど、久々に農機具使って事故を起こしていますので、くれぐれも皆さん気を付けていただいて周辺にそういう方がいらっしゃれば早く声を掛けていただいて辰野町でそういう事故が無いようにやっていきたいと思います。本日はありがとうございました

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印